争議行為の予告通知の公表

日本赤十字労働組合茨城県本部 後藤 繁 執行委員長から、平成28年11月9日、 労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第37条第1項と労働関係調整法施行令(昭和21年勅令第478号)第10条の4第1項の規定に基づき、次のとおり争議行為の予告通知があったので、同条第4項の規定に基づき公表する。

平成28年11月17日

茨城県知事 橋本 昌

1 事件

年末一時金等に関する事項

2 開始日

平成28年11月22日(火)午前0時以降,本件の完全解決に至るまでの期間

3 場所

1) 水戸赤十字病院 水戸市三の丸 3-12-48

2) 古河赤十字病院 古河市下山町 1150

3) 茨城県赤十字血液センター 東茨城郡茨城町桜の郷 3114-8

4) 茨城県支部乳児院 水戸市小吹町 2673-1

4 争議行為の概要

上記3にいう場所の全体にわたり、あらゆる形の争議行為